

シリーズ 人権 (49)

「日本に住む理由」

私は今、ブラジル人通訳の人と一緒に外国人住民に関する仕事を担当しています。そのブラジル人通訳の人とこの仕事を始めたときに、どうして日本で暮らすことになったのかを彼女に聞いたことがありました。彼女は、「高校生のときに、両親から突然日本に行って働くことになったと言われました。学校はまた日本に行って通えばいいと言われたけど、工場で仕事をするようになってそのままずっと今まで働いてきました」と答えました。

この答えに私はとてもショックを受けました。私がある日家族から、生活のために学校をやめて外国に行って働かなくてはならないと告げられたなら、どんな気持ちになったでしょうか。猛烈に反抗するかもしれませんが、でも彼女は両親を責めることもなく来日し、懸命に働いて、日本で自分の家族を持ち、明るくたくましく暮らしています。その後ご両親はブラジルに帰国され、彼女はそれ以来10年以上もご両親と会っていないそうです。

津市には現在たくさんの外国人の皆さんが暮らしています。20年前に法律が改正され、日系外国人が日本で働くことができるようになったためです。今では日本生まれの外国につながる子どもたちも多くなってきました。それぞれのルーツを背景に、さまざまな人種の顔立ちの子どもたちを見かけます。日本に来て生活することを自ら選んだ親世代とは違い、自分のルーツやアイデンティティーについて多くの子どもたちが悩んだり考えたりするそうです。

私は、津市に住む外国人の皆さんが、自分のルーツを大切にしながら地域社会で生き生きと暮らしてほしいと思っています。

外国人に対する偏見や差別はまだまだ根強く社会に存在しています。けれども外国人の皆さんには一人一人に「日本に住む理由」があります。隣り合わせた外国人と、ふとしたきっかけで話をすることがあれば、その人が日本に住む理由を知ることがあるかもしれません。相手を知ることが偏見をなくすことの始まりです。話してみることで、名前も知らない外国人が友達に変わるかもしれません。

津市には現在たくさんの外国人の皆さんが暮らしています。20年前に法律が改正され、日系外国人が日本で働くことができるようになったためです。今では日本生まれの外国につながる子どもたちも多くなってきました。それぞれのルーツを背景に、さまざまな人種の顔立ちの子どもたちを見かけます。日本に来て生活することを自ら選んだ親世代とは違い、自分のルーツやアイデンティティーについて多くの子どもたちが悩んだり考えたりするそうです。

平成23年10月からの子ども手当の申請はお済みですか

平成23年9月末時点で津市から子ども手当を受給していた人が、平成23年10月分から平成24年3月分までの子ども手当を受給するには申請が必要です。申請期限を過ぎると、その分の子ども手当を受給することができませんのでご注意ください。なお、申請した人は、平成24年4月分から引き続き児童手当を受給することができます。

申請期限

窓口申請…9月28日(金)まで

郵送申請…9月30日(日)消印有効

※平成23年10月1日以降に出生・転入した人は、申請月の翌月分から支給となりますので、必ず申請してください。

問い合わせ 子育て家庭課 ☎229-3155 FAX 229-3334
各総合支所市民福祉課 (福祉課)